

忘れていませんか

特定疾患医療受給者証の更新手続き

現在、特定疾患医療受給者証をお持ちの方は、更新申請手続きが必要ですが。

更新手続きの案内文書などを病院先の医療機関、または室蘭保健所で受け取り、関係書類を添えて室蘭保健所に提出してください。

▼更新期限 9月29日(金)

※詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ 室蘭保健所健康推進課 (☎249843)

くらしの無料相談会を開催します

北海道行政書士会室蘭支部は、相続や遺言、各種契約などで官公

署に提出する書類について、無料で相談をお受けします。

▼日時 8月26日(土) 9時30分～12時

▼場所 鉄南ふれあいセンター

▼定員 10人(申込順)

※当日、直接会場にお越しただけ事前にも相談できますが、できるだけ事前に電話でお申し込みください。

▼申し込み 8月25日(金)までに電話で市民サービスG (☎551855)

困ったときは

『子どもの人権110番』

札幌人権擁護委員連合会と札幌法務局は『子どもの人権110番』を開設し、いじめや体罰、虐待などについて、子どもたちやその保護

無料法律相談

交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの法律問題について、札幌弁護士会室蘭支部の弁護士が相談をお受けします。相談を希望する方は8月30日(水)までにお申し込みください。
※裁判や調停中のもの、同じ方による同一内容の相談はお受けできません。

◎鉄南ふれあいセンターでの相談

- ▶日時 9月16日(土) 9時30分～
- ▶場所 鉄南ふれあいセンター
- ▶担当弁護士 星 三郎弁護士
- ▶定員 6人(申込順)

◎弁護士事務所での相談

- ▶担当弁護士 星 三郎弁護士
- ▶定員 6人(申込順)
- ※相談日時は、市民サービスグループにお問い合わせください。

◎申し込み・問い合わせ

市民サービスグループ (☎551855)

者などからの相談に応じています。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

▼電話番号 0570-070-110

▼相談時間 8時30分～17時(土日曜日、祝日を除く)

▼問い合わせ 札幌法務局室蘭支局総務課 (☎225111)

ご利用ください

地域創業助成金

▼対象 地域貢献事業を主たる事業として設立、または開業して

から、6カ月以内に事業計画が認定され、創業支援対象労働者を2人以上雇用する法人または個人事業者

※詳しくはお問い合わせください。

◎新規創業支援金

法人設立後、6カ月以内に支払った創業経費の2分の1(150万円～500万円)

※創業支援対象労働者の人数や自発的離職者の人数などにより異なります。

▼対象経費

①法人設立に係る事業計画作成経費(経営コンサルタント相談経費など)

②職業能力開発経費(従事する職務に必要な知識や技能を習得させる経費など)

③設備・運営経費(事務所の改修

工事費、賃借料、広告宣伝費、フランチャイズ加盟料など)

◎雇入れ奨励金

非自発的離職者の雇用に当たり、常用労働者は1人当たり30万円、短時間労働者にあつては15万円(上限100人)の奨励金を助成

▼問い合わせ (社)北海道雇用促進協会 (☎011-223-3688)

『きずな夜学校』を

開校します

登別市社会福祉協議会のきずな共育モデル事業として、福祉の風土づくりに向けて『暮らしと知恵』を学び高めるための夜学校を開校します。

皆さんの参加をお待ちしています。

▼日時 8月24日(木)・9月7日(木)・21日(木) 18時30分～20時20分

▼場所 若草小学校

▼テーマ 『きずなづくりのコツ』『町内会の底力』『子育てが危ない?』『花作りで癒しを』『認知症を理解しよう』『ふるさとを撮る』全6講座(選択自由)

※詳しくはお問い合わせください。

▼申し込み 8月22日(火)までに電話で美園・若草地区きずな共育推進会議事務局(若草小学校内

☎551855)